

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	公衆浴場営業の許可		
根拠法令及び条項	公衆浴場法第2条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) <ul style="list-style-type: none"> 公衆浴場としての牛乳風呂の取扱に関する件(昭和26年3月20日衛発第265号厚生省公衆衛生局長回答) 公衆浴場に薬湯を併設することについて(昭和27年1月28日環衛第4号厚生省環境衛生課長回答) 薬湯の併置営業について(昭和27年2月11日衛環第6号厚生省環境衛生課長回答) 		
34審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(12日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。